

2019年10月

受益者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jrevive II」
信託約款変更に関するお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資頂いております「SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jrevive II」（以下「本ファンド」といいます。）につきまして、収益分配金にかかる配当控除の適合条件をより明確にするため信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、今回の変更は、本ファンドの運用の基本方針について変更するものではありません。また、受益者の皆さまに特段のお手続きを求めるものではございません。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

マザーファンドで規定されている「株式以外の資産への投資割合」を本ファンドにも追加し、表記も「非株式割合」に統一いたします。

SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jrevive II

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 <u>非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、信託財産の総額の50%以下とします。</u> ③～④ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ③～④ (略)

中小型割安成長株・マザーファンド

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～③ (略) ④ <u>非株式割合 (株式以外の資産への投資割合)</u> は、原則として信託財産の総額の 50%以下としま す。 ⑤ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～③ (略) ④ 株式以外の資産への投資は、原則として 信託財産の総額の 50%以下とします。 ⑤ (略)

2. 変更理由

本ファンドの信託約款にはこれまで非株式割合（株式以外の資産への投資割合）が明記されておらず、マザーファンドの信託約款と併せて確認する必要がありました。配当控除の適合条件をより明確にすることが、受益者の皆さまの利益に資すると判断し、信託約款に所要の変更を行うものです。

3. 変更日

2019年10月22日

以上

お問い合わせ先

本件は、配当控除適用の可否に関連のあるものです。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)